

56. 01

位置商標の願書への記載について

位置商標は、商標に係る標章（文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合に限る。）を付する位置が特定される商標であり、位置商標について、願書の商標記載欄に記載した商標（以下「願書に記載した商標」という。）の記載は、商標に係る標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により、標章及びそれを付する位置が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない¹。

また、位置商標については、商標に係る標章及びそれを付する位置を特定するための線、点その他のものを記載することができ、この場合は、当該記載によりどのように当該標章及びそれを付する位置が特定されるのかを商標の詳細な説明として記載することとなっている²。

したがって、位置商標についての願書への記載については、以下のとおり取り扱う。

1. 商標の記載について

位置商標については、実線、破線のほか、着色等により、標章及びそれを付す位置が記載されている場合があるが、いずれの記載方法においても、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明から、願書に記載した商標が位置商標を構成するものと認められない場合には、商第3条第1項柱書の要件を満たさない。

- （1）願書に記載した商標について、どの部分が商標を構成する標章であるかを特定することができず、そのために標章を付する位置を特定することができない場合（例えば図又は写真が不鮮明な場合）は商第3条第1項柱書の要件を満たさない。ただし、商標を構成する標章が不鮮明な場合であっても、その標章が何らかの形状等であると認識することができれば、標章を付する位置を特定することができるため、商第3条第1項柱書の要件を満たすものとする。

また、位置商標は、商標に係る標章が「文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合」に限られていることから、その標章が位置商標を構成するものと認められない場合

¹「商標法施行規則第4条の6」参照

²「商標法施行規則様式2備考7ツ」参照

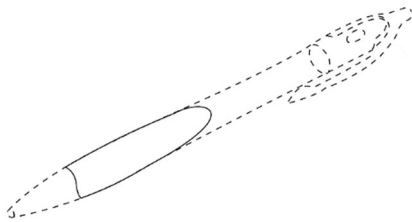
も商第3条第1項柱書の要件を満たさない。

具体的には、願書に記載した商標から、商標を構成する標章そのものが特定できない場合（例2-1、例2-2）や標章を付する位置を特定できない場合（例2-1ないし例2-5）、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明の内容から、色彩のみからなる商標と認識し得る場合（例2-6）等が該当する。

（2）位置商標に係る標章を付する位置を特定するために記載された商品（商品の包装を含む。）又は役務の提供の用に供する物（以下、「商品等」という。）の形状が、その出願に係る指定商品等の形状として想定し得ない場合（例2-7）についても、商第3条第1項柱書の要件を満たさない。

（例1）位置商標として認められる例

（例1-1）実線と破線による記載例

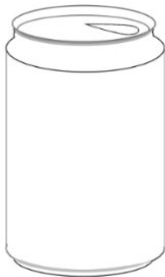


（例1-2）着色による記載例



（例2）位置商標として認められない例

（例2-1）願書に記載した商標全てが実線又は破線で描かれている例



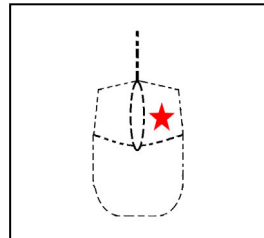
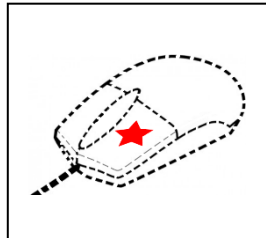
※願書に記載した商標の変更や削除等は、要旨の変更であることから認められない。

(例 2－2) 図又は写真が極めて不鮮明な例



※位置商標の全体を明確に特定し得るような鮮明な図又は写真に補正することは、要旨の変更であることから認められない。

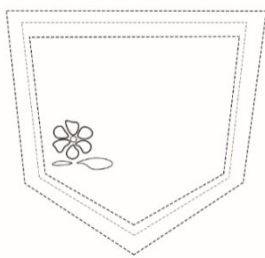
(例 2－3) 複数の図又は写真において、標章を付する位置が異なり、標章を付する位置を特定することができない場合（商標審査基準 第 1 二、11. (1) (ア)）



※願書に記載した商標の変更や削除等は、要旨の変更であることから認められない。

(例 2－4) 商品等の全体が表されておらず、商品等の拡大図のみが表されているため、商品等全体における標章を付する位置が不明であり、標章を付する位置を特定することができない記載例

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、商標を付する位置が特定された位置商標である。なお、破線で描かれたポケットの部分は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

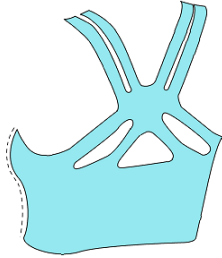
【指定商品】

被服

※願書に記載した商標の変更や削除等は、要旨の変更であることから認められない。

(例 2－5) 商品等の形状の一部しか表されていないため、商品等全体における標章を付する位置を特定することができない記載例

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、ノンワイヤー型ブラジャーを背面から見た際のタスキ状のストラップおよび背中上部を覆う部分の図形からなる。なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

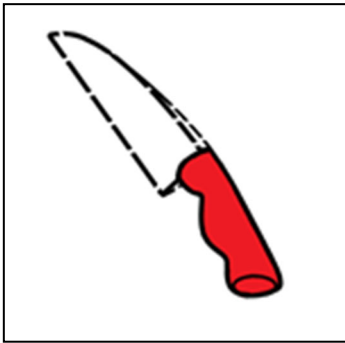
【指定商品】

ブラジャー，下着，キャミソール，被服

※願書に記載した商標の変更や削除等は、要旨の変更であることから認められない。

(例2－6) 願書に記載した商標及び商標の詳細な説明に、標章が色彩のみからなると認識し得る記載がなされている場合（商標審査基準 第1 二、11. (1) (イ))

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、包丁の柄の部分を赤色とする構成からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

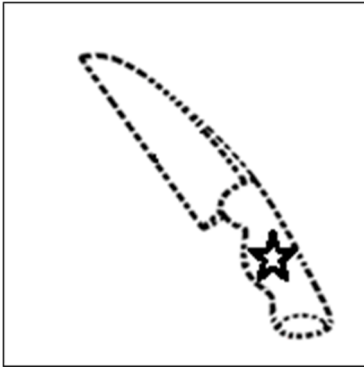
【第8類】

【指定商品(指定役務)】 包丁

※商標の詳細な説明において、標章が立体的形状と色彩の組み合わせからなるものであることが明確になるように、例えば、「包丁の柄の部分を赤色とした立体的形状からなる」等に補正をすることが可能である。

(例2-7)位置を特定するために記載された商品等の形状が、指定商品等の形状として想定し得ない場合（商標審査基準 第1 二、 11. (1) (ウ))

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、包丁の柄の側面中央部分に付された星形の図形からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第8類】

【指定商品(指定役務)】 はさみ類，包丁類，すみつぼ類

※指定商品を「包丁類」のみに補正することが可能である。

2. 商標の詳細な説明の記載について³

(1) 標章の記載について

商標の詳細な説明の記載は、願書に記載した商標を特定するものでなくてはならないため、位置商標を構成する標章と商標の詳細な説明に記載された標章の種類（文字、図形、立体的形状等）が一致しない場合には、商第5条第5項の要件を満たさないものとする。

両者が一致しているかの判断にあたっては、位置商標に係る標章が、「文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合」に限られることから、商標の詳細な説明に記載されている標章の説明

³ 商標審査基準第4（第5条）参照

において、標章がこれらのいずれかであるかが記載されている場合や、標章がこれらのいずれかであると解釈し得る場合には、標章は特定されたものとする。

なお、実線・破線や着色等によって、位置商標を願書に記載する際には、必ず、商標の詳細な説明において、標章は何（実線等）によって表し、標章以外の部分（商品等全体等）は何（破線等）によって表したのかを明記する必要があるところ、破線等権利に含まれない事項に関する記載が適切になされていない場合は、商標の詳細な説明の記載が、願書に記載した商標を特定するものとはいえないため、商第5条第5項の要件を満たさない。

（２）位置の記載について

商標の詳細な説明の記載は、願書に記載した商標を特定するものでなければならないため、商品等における標章を付する位置について具体的かつ明確な記載がされていない場合には、商第5条第5項の要件を満たさない。

願書に記載した商標はあくまで位置商標の使用態様の一例にすぎず、商品の形状等に応じて標章を付する位置が若干変わることも想定し得るものである。

そのため、商品等における標章を付する位置についてなされた記載が、標章の大きさ、標章を付する商品等、取引の実情を総合的に考慮した上で、願書に記載した商標から合理的に解釈し得る位置の範囲に含まれていれば、標章を付する位置は特定されたものとする。

なお、標章を付する商品等とは、当該商品の種類、大きさ及び形状等、当該商品等の部位の大きさ及び形状等のことをいい、取引の実情とは、当該商品等の取引業界における需要者の認識（例えば、シャツにおける標章を付する位置についての需要者の注意力）等のことをいう。

（３）願書に記載した商標が商第3条第1項柱書の要件を満たさない場合の留意点

願書に記載した商標が、位置商標に係る標章を特定できず（例えば図又は写真が不鮮明な場合）、商第3条第1項柱書の要件を満たさない場合には、商標の詳細な説明において、当該標章についての明確な記載（例えば「〇〇の図形からなる」という記載）がされていても、その説明が願書に記載した商標と一致しているとは認められないため、商第5条第5項の要件をも満たさないこととなる。

(4) 標章が明らかに立体的形状としてのみ認識される場合の留意点

位置商標を構成する標章が明らかに立体的形状としてのみ認識される場合に、商標の詳細な説明に当該標章が平面図形であるかのような記載（例えば「〇〇状の図形からなる」という記載）がされている等ときは、商第5条第5項の要件を満たさないものとする。

(例3) 第5条第5項の要件を満たす例

(例3-1) 標章及び位置を特定していると認められる商標の詳細な説明の記載例

【商標登録を受けようとする商標】



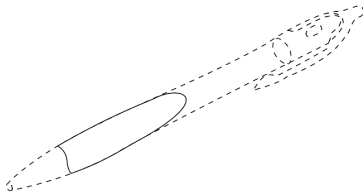
【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、長袖シャツの左袖の袖口部分の周縁に付された2本の黒色の図形からなるものである。なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

(例3-2) 願書に記載した商標が実線及び破線で描かれている場合で、権利等に含まれない事項に関する詳細な説明の記載が適切になされている記載例

【商標登録を受けようとする商標】



【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、ボールペンの軸の下部に付された図形からなる。なお、破線は商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

(例3-3) 願書に記載した商標が着色で表されている場合で、権利等に含まれない事項に関する詳細な説明の記載が適切になされている記載例

【商標登録を受けようとする商標】



【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、靴の本底（地面に接する側の靴底）の足の指と土踏まずの間の部分及びかかとに付された図形からなるものである。なお、靴の本底における薄紫色の部分は商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

(例4) 第5条第5項の要件を満たさない例

(例4-1) 標章を特定していると認められない商標の詳細な説明の記載例

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

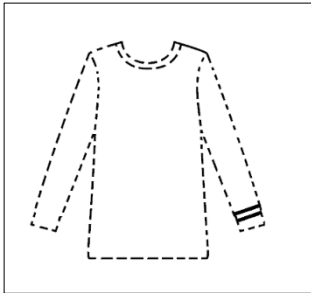
【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、長袖シャツの左袖の袖口部分に上記図示する標章を配置する構成からなるものである。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

(例4-2) 位置を特定していると認められない商標の詳細な説明の記載例

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

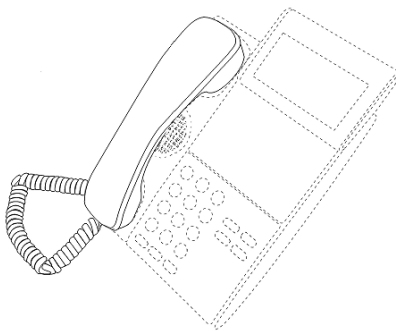
【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、長袖シャツの左袖周縁に付された2本の黒色の図形からなるものである。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

(例4-3) 標章が明らかに立体的形状としてのみ認識される場合に、商標の詳細な説明には図形と記載されている例

【商標登録を受けようとする商標】



【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、電話機の左側部分に位置した受話器及び電話機本体とをつなぐコードから構成された図形からなる。なお、破線部分は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項柱書」の審査基準](#)
- [「第5条（商標登録出願）」の審査基準](#)